

るにも拘らず、片務的に協定税率の利益を六ヶ年限り與へようとするものであるから、英國政府は之れを充分諒得して本邦修正案に同意する様希望する。又最後に帝國政府は今回の修正提案が現行條約に比し、帝國に採り大に有利なことは自認するところであるから、英國政府の親厚なる舉措を感謝するの趣旨を以て、更に改めて左の讓歩を爲すことを承諾するものである。」と結論した。

第一 領事裁判權の繼續期限を一箇年延長すること。

第二 噸稅及燈稅の率を低減すること。即ち左の變更を爲す

一、(單に日本の二港に到る場合毎噸)貳拾五錢を改めて貳拾錢と爲す。

二、(日本の數港に到る場合二ヶ月毎に毎噸)參拾錢を改めて貳拾五錢と爲す。

三、(日本及外國の數港に到る場合六ヶ月毎に毎噸)及四、(郵便船は每繼續せる七國回航に付毎噸)八拾錢を改めて七拾錢と爲す。(以上記錄二一八頁乃至二七一頁參照)

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷三六五附屬文書

2 同右三七七附屬文書

第三節 榎本外務大臣の改正處理

條約改正に關する斷案 明治二十四年五月六日松方内閣組織せられ、同二十九日榎本武揚子外務大臣に任ぜられた。同外相は同年十月下旬閣議へ條約改正交渉方針に關する意見書「條約改正に關する斷案」を提出した。即ち右斷案に於て榎本外相は次の如く述べて居る。

「前任外務大臣青木子が明治二十四年三月中旬英公使フレージャーに送付した通商及航海條約草案竝に議定書に對して

は、同公使より三月二十四日附で之れを本國政府に移牒する旨の回答があつた丈で、其後彼我の間に書翰の往復絶え、五月二十九日青木子爵辭職し本官之に代つた次第で、今日迄條約改正談判は殆ど六箇月間中絶して居るから、此際英公使は同外相より何等か回答あるべきを期待し居るのである。本官は前任青木外相より條約改正に關する關係往復書類を一切引繼ぎ細閱を加へた。又曩に井上、大隈、青木の三大臣の條約談判に始終關係し最も經驗に富んだ外務省顧問デニソンとも親しく意見の交換をなした。其の結果調製した甲、乙二様の斷案を茲に提議し、右に基き閣議の決定を請はんとするものである。」

而して右斷案中に於て榎本外務大臣は安政條約の我國家に害ある重要な點を挙げ、之を國權上に於けるものと國益上に於けるものに分つて、前者に付ては

第一 領事裁判權存在するが爲外國人に對し我國法を遵法せしめる能はざること。

第二 我憲法の精神たる兩議院の立法權を、多少檢束せらるること。

第三 海關稅を自定するの權利無きこと。

を掲げ後者に付ては

第一 現行の海關稅則は從價五分を超過するを得ずと規定し、實際は從價四分強たるに過ぎざること。

第二 現行條約は互相の主義に基かざるを以て、本邦產貨物は外國に於て最惠國待遇の貨物より餘分の稅を課せらるること。

第三 外國船舶は本邦に於て噸稅・燈臺稅等の賦課を免れること。

第四 外國船舶は沿岸貿易の特權を有すること。

第五 在本邦外國人は一切の内地稅を免除せらるること。

と爲した。次いで右安政條約の桎梏を免かれる爲明治四年岩倉大使の歐米洋行以來爾後明治十一年寺島外相時代、明治十五年乃至二十年井上外相時代、明治二十二年大隈外相時代に於て之が改正に付き歐米諸國と交渉あつた事情を説明し、更に「青木外相時代に於て漸く殆ど對等條約に近い立案を我方より提出し、英國政府をして一、二條項を除く外、其の重要な部分を承諾せしめるに至つたことは殆ど豫想外の結果と云はねばならぬ。右の如く英國側に於て俄に讓歩するに至つた所以は露西亞政府に於て西伯利亞鐵道の起工決定し、英國に於て日本に對し好感を獲得するの必要に出でたものであらう。」と述べ、轉じて條約改正速行の必要を説いて、「若し明治十五年井上外相時代に條約改正成立して居つたならば、既に右條約の期限たる十二箇年は経過し治外法權撤廢せられ、關稅は完全に自主權を回復して居る筈で、加之今日迄約三千萬圓の關稅收入の増加を見たことであらう。又明治二十二年大隈伯の條約改正成功し新條約實施せられて居たならば、今より三年を期して治外法權完全に撤廢せられ、十年を期して關稅自主權の回復を圖り得べく、而も同時に毎年約四百五十萬圓の海關稅收入と、二十二萬五千圓の噸稅收入との増加を計算し得られるであらう。換言すれば我國は通常の歳出額に影響を及ぼすことなくして、地租を百分の二・四に減ずるを得た次第であつたらう。」と説明した。

次に榎本斷案に於ては青木條約改正案の内容を詳細に説明すると共に、青木案が國家に取り甚だ有利な所以を縷々陳辯し、デニソンすら何故如斯き日本に有利な案に對して英國が俄に讓歩するに至つたか奇怪とし、右は全く五箇年後に西伯利亞鐵道開通し東西全局の形勢に大變化を及ぼすに至るべきが爲であると見るの外はないと陳した旨を附言して居る。

最後に榎本外相は條約交渉に關する甲、乙二種の斷案を掲げた。

甲斷案 に於ては少許の修正を以て其の儘青木案を採用し條約改正の交渉を開始すべきものと爲し、右少許の修正とは青木案に於ては附屬議定書第一に於て「大不列顛國が日本に於て其臣民に對し執行する領事裁判權は本日調印したる通商及航海條約實施より五箇年にして其執行を廢止すべきことを兩國政府に於て約定す」と爲し、右五箇年内に本邦政府に於ては所要法典を編纂し、又右五箇年後に内地開放の義務ありとなしたものを、左の如く改めるべきである。

「日本政府は本日記名したる通商航海條約實施の日より五年を経過したる後は何時の間を問はず日本にある英國臣民に對し英國が現に施行する所の領事裁判權に關して兩國間に存在する條約及其他の定約の箇條に終を告げるの希望を英國政府に向て通知するの權を有し、而して此通知後十二箇月を経過したるときは領事裁判權は自然消滅に歸し、且つ現に英國臣民が領事裁判權の一部として享有し及該權の施行上より享有する所の一切の特權特免も亦消滅に歸すべきことを兩國政府間に於て約定す。但し前記英國の領事裁判權は

第一 日本に於て已に頒布したる法典にして少なくとも十二箇月間實施したる後に非れば消滅せざること。

第二 他の歐米各國政府に於て施行する所の領事裁判權を繼續する間は消滅せざること。」

而して同外相は右修正理由を説明して「該案が行はれるならば我政府は一面に於ては有益の通商條約を舉行するを得、一面に於ては領事裁判權を廢止して内地を開放するの期限を隨意に公言するを得、(勿論締約五年後今日より豫め其期限に束縛せられることはない。本官以爲らく該案は訂盟各國政府の承諾を得るに困難でなからう。夫れ青木子の新案と此の些少の修正案とに論なく、我れ今訂盟各國政府の同意を得て以て首尾能く現行條約を改正するを得るならば、此事寔に我日本帝國の實益と名譽と稱するに足らう。何となれば亞洲屈指の大國たる土耳機トルコの如き、清國の如き、皆我に先たつこと數百年若くは數十年前に於て業已に歐米各國と締盟交通したに拘らず、彼等は治外法權の羈轡を脱して以て完全無缺の獨立國たるを得るの冀望に於て、未だ夢想し能はざるの件に屬して居る。」と説明した。

之れを要するに榎本外相案に於ては「日本政府は條約調印後五箇年を経過した後は、何時にても十二箇月の豫告を以て領事裁判權を撤廢し、同時に内地を開放することを得べきこと、但し右の如き領事裁判權撤廢せられる以前には、少くとも既に頒布した法典が、日本に於て少くも十二箇月間實施せられて居ることを要す。」と修正すべきものとなした。即ち青木外相案に於ては、條約實施後五箇年内には必ず法典を公布實施し、又右五箇年後には内地を開放するの義務ありとしたものを、改めて右五箇年後何時にても帝國に於て便宜とする時に内地を開放し得べきこと、換言すれば帝國に於ては所定の五箇年内に必ずしも法典を公布實施するを要せず、又内地開放を右五箇年後と決定するの義務なく、帝國の便宜とする時期に之を延期し得べく、只右領事裁判權の廢止及内地開放期の一箇年前に法典を實施し居るを必要と爲したのである。其他の點にては榎本案は全部青木案を襲踏し、例へば關稅協定問題に付ては青木案と毫も差異なく、通商航海條約案第一條に於て、對手國より日本國に輸入せられる對手國生産物に對しては、附屬税目即ち明治十五年井上條約改正交渉の際列國使臣との間に協定せられた改正税目（即ち平均從價一割一分に相當するもの）を、條約實施後五箇年間實施し其後一箇年の豫告を以て之を廢止し得べきこと、即ち六年目より關稅自主權を回復することを規定して居る。

乙斷案 としては前記甲斷案により列國との間に條約交渉を爲すも、或は列國に於て之に應じないことあるべきを以て、寧ろ此際安政條約中の領事裁判權は帝國の立憲政體と到底兩立することが出来ないとの論據に由り、此の際帝國單獨の意思を以て條約の廢棄を通告しようとするのである。尤も條約廢棄後帝國政府に於ては何等の義務を負はずと爲すものではなく、國法により青木案同様に内地を開放し又一定期間井上外相案による協定關稅率を實施する等の條件を實行しようとするものである。即ち其の要旨は次の如くである。

第一 現行條約を廢棄すると同時に内地を開放し、以て彼等に通商旅行及住居の權利を與へること。

第二 現行條約既に其の終りを告げ而して新條約未だ締結に至らざる際には、通商航海に關する事項は總べて互相の主義に基き最惠國の待遇を與ふべきことを保證すること。

第三 我政府は現行條約の終了と同時に、工業所有權・版權に關する萬國同盟に加入すべきことを約すること。

第四 現行條約の繼續する間は現行旅行免狀の制を擴張すること。

第五 我政府は新法典の實施後、少くとも十二箇月を経るに非ざれば條約を廢棄せざることを。

即ち乙斷案は甲斷案による改正條約の規定するところと全然同一の内容を有する事項を、帝國獨自の立場より施行すると同時に、舊條約を廢棄し、以て新條約の締結と舊條約の廢棄とは相關聯せしめないことに在つた。尤も榎本外相としては以上兩案中、甲斷案は溫和手段たるのみならず殆ど其の成功の豫期すべきものあるを以て、之が採用方を慫慂し、之に反し乙斷案は折角好意を示し來つた列國に對し感情を害すべきを以て、如斯き過激なる手段に出づることとは之を不可とした。右開議は結着に至らなかつたが榎本外相の抱負を窺ふに足るのである。

外相邸内談 其後政府は第二議會對策等に忙殺されて條約改正のことは忘却された有様であつたが、超えて明治二十五年三月五日榎本外相は伊藤樞密院議長、前外相青木全權公使（一月二十七日任命獨逸駐劄仰付けらる）と墨江の私邸に於て會合し、條約改正交渉に關する内談を遂げたが、右の内談の結果左の如くであつた。

一、條約改正案は榎本外相提出の甲斷案を以て基礎とし列國と交渉すべく、彼若し我が提議を受諾せざる時は已を得ず乙斷案に移ること。

二、甲斷案の内容に付ては各條とも異議なきこと。

三、明治二十六年一月一日より實施となり居る民法・商法に付ては一日も早く委員を組織し修正に従事すること。

四、條約交渉は東京に於て開かず、外國に移し我遣外公使に訓令を與へて談判せしめること。但し之れが爲め全權

大使特派の便否は未決のこと。

尙同外相私邸會議の際榎本外相は「現行條約の稅率は從價稅五分（其實は四分強）であるから、輒近（二十一年乃至二十三年）三箇年平均の輸出入總額は一億三千五百萬餘圓となつて居るに拘らず、輸出入稅額は平均四百五拾六萬五千九百七拾圓餘に過ぎない。（就中輸入稅平均二百八十四萬圓餘、輸出稅壹百七拾二萬五千圓餘）今假に改正案に附隨する稅率平均壹割一分（即ち井上伯の編制に係り而して大隈伯、青木氏も共に因襲するもの）を訂盟各國に於て承諾するとしても、輸入稅全額は七百八十一萬四千六百九十九圓に過ぎないから、（但し之に輸出稅平均額壹百七拾二萬五千圓を加れば九百五拾三萬九千六百九拾九圓となる）前文新稅率壹割壹分を改て壹割四分と爲るときは輸入稅の全額は壹千萬圓となるであらう。而して此増額は距今三十四年前米國と結約の稅法大約貳割に比すれば猶ほ六分を減じて居る。勿論海關稅の收入額は稅率の高低よりも商況の盛衰に關する事多きを以て、一概に稅率を高めるを得策と爲るのではない。」と述べ他の出席者に意見を尋ね、参考の爲め左記締盟各國輸入海關稅率及其收入稅額と歳入全額との比較表を示した。

締盟諸國輸入稅收入高比較表

國名	年 度	（歳入に對する百分の割）	
		輸入に對する百分の割	總輸入金高に對する百分の割
奧國	千八百八十六年	五・七	八・五
白 耳 義	千八百八十七年	八・〇	一・八
丁 抹	同 上	五一・〇	一〇・八 國產稅共
佛 蘭 西	同 上	八・九	七・九
日 曼	同 上	一一・四	國產稅共
英 吉 利	千八百八十八年	二二・九	四・六

伊 太 利	千八百八十九年	一三・〇	一九・五
和 蘭	千八百八十八年	四・三	〇・四
葡 萄 牙	同 上	四〇・七	二九・一 煙草稅共
露 西 亞	同 上	一三・七	一八・三
西 班 牙	同 上	一六・四	一九・一
瑞 典 及 諾 威	同 上	三七・四	一〇・六
瑞 士	同 上	四〇・〇	二・七
北 米 合 衆 國	千八百八十九年	五七・九	三〇・四
日 本	千八百八十八年 （明治二十一年） 同 上	三・五 九・四	四・一六 現行稅率 一一・〇二 提出稅率

右に對し青木公使は「井上條約案の稅率（平均壹割壹分）に因るを可とする。該稅率とても五六年後には終了するのであるから、今頃に更に稅率を高めることは却て與國の不同意を惹起するだらう。」と述べ、伊藤議長以て「然り」と爲し、榎本外相も亦之に同意を表した。

更に進んで同外相は「世上の稅權回復論者の多くは畢竟現行條約の稅率が互相主義に基いて居ない點に反對するのであつて、必ずしも高率なる稅率引上げを欲するものではない。今假に新協定稅率從價一割一分案が、新條約締結の効果として五・六年後に終了し、我に於て稅權を回復したとしても、其後我に於ては直に米國の如き保護主義を採用すべしと主張するの必要はない。外國產品に對し高率なる國定稅率を課するは我貿易を發達せしめる所以でない。本邦としては右協定稅率廢止後に於ても、現に歐洲多數の國に於けるが如く、互惠協定主義を採ること相互に得策であらうと思惟す。現に英國公使と會談の節、公使は國定稅主義に賛成出來ないと主張したが、右は畢竟新協定稅率終了

後、日本に於て高率な保護關稅を課するに至るやも知れぬと云ふ點を慮れたものである。要するに本邦は此際歐洲諸國に於けるが如く、普通稅率（國定稅率）を制定する必要がある、新協定稅率終了後は前記普通稅率に基き、定約稅率（協定稅率）を締結せねばならぬ。」との意見を述べた。之れに對し伊藤議長、青木公使は共に異議なき旨を答へ、前者は更に進んで「予に一案がある。新たに普通稅率を制定し而して各締盟各國中に就き重要な物品（譬へば英の鐵、綿、米の石腦油の如き）を殊別して、國別に定約稅率を結約し、其他の物品は一切我普通稅率を賦課することが出来たならば體面上に於ても大に都合が良い。」といふ意見を述べた。右伊藤議長案に對し、青木公使は「伊藤伯案は固より可い。併し今直に國別に定約稅率を結約しようとするれば幾多の時日を費さねばならぬであらうし、且各國の同意を得られるや否や豫測し難い。故に予の意見は新稅率終了の期後を俟つて、之を舉行するを妥當と考へる。」と述べた。榎本外相は「伊藤伯の案にして各國の同意を得れば此上ないが稍疑はしい。故に實際談判の際に試みる」としては如何か。」と述べた。右伊藤伯の意見は後年陸奧外相が條約改正の際、關稅協定方針として採用したものであることは、沿革上注意を要するところである。

條約改正調査委員會 斯くて明治二十五年四月五日の閣議に於て、嚮の榎本外相提唱の甲斷案により條約改正交渉續行の事に決し、次いで同十二日宮中に於て伊藤樞密院議長、榎本外務大臣、後藤遞信大臣、副島内務大臣、黒田樞密顧問官、寺島樞密顧問官、井上毅樞密顧問官の七名に對し條約改正案調査委員仰付けられ、松方内閣總理大臣始め其他の國務大臣は條約改正調査委員會に參列すべしとの御沙汰あらせられ、右委員に優渥な勅語を賜はつた。

「朕即位以來内治百般ノ事粗々緒ニ就クモ外政未タ舉ラサル者アリ惟フニ條約改正ハ中興ノ鴻業ニ隨伴シ國權ノ大本ニ關繫ス朕ハ我臣民ト俱ニ條約改正ノ成局ヲ望ムニ切ナリ

今特ニ卿等ヲ選任シテ委スルニ改正案ノ調査ヲ以テス卿等誠實公正ヲ旨トシ戮力協議シ以テ朕カ採擇ニ供セヨ」

右條約改正調査委員會の構成を見るに、曩に大隈時代に於ける條約改正交渉に關し樞密院との間に生じた確執に鑑み、之が構成分子として樞密院議長及樞密顧問官を加へ、而も右樞密院關係者を以て過半數を充當したものと思はれる。

其の後外務省に於て四月十三日を以て第一回條約改正案調査委員會を開催、前記委員の外松方總理、大木文部、森農商務の各大臣が參列した。而して右會議に於ては議事規則に依り議長を榎本外務大臣を以て充つることとし、又榎本議長は政務局長栗野愼一郎、秘書官中田敬義を委員會書記として指名し、外務省出仕の松方幸次郎に其の補助を命じた。而して榎本外務大臣は先の四月五日の閣議に於て決定した條約改正交渉に關する左記の方針を委員會に報告した。

一、條約改正は全權を派出し各外國政府に就き商議決定せしめること。

二、總べて立案は我政府に於てすべきこと。

三、條約草案調査を選定し外務省に於て會議を開くこと。

四、委員會の事務は總べて外務大臣に於て擔當せしむべきこと。

寺島改正案 同會議の席上寺島委員より左記趣旨の條約改正案及説明書を提出するところあつた。蓋し寺島委員は去る明治十一年外務卿時代米國との間に全然對等の基礎の下に關稅自主權を回復した改正條約を調印した經驗あるに付、右日米改正條約を基礎とし榎本案に對し根本的修正を爲さうとするものである。而して右寺島案の骨子は明治二十三年二月條約改正問題に關し青木外務大臣より英國公使に送つた覺書中に於て、大隈前外務大臣の改正案を排し修正案を提出した理由として「立憲制度と治外法權とは互ひに相抵牾して到底兩立すべきものに非ずと云ふことに付閣下の注意を喚起し云々」とあつた點を強調し、此際完全なる對等條約を提議しなければ首尾一貫しないと爲したので

ある。尤も寺島委員と雖も其の意見書中「現行條約より一躍して完全無缺の條約を結び糸毫も差違あるを容さずとは、到底言ふべくして行ふべからざることは、苟くも彼我の情勢を詳にするものの良く知了するところなり。」と述べ、榎本乙斷案同様無條件に條約廢棄を行はんとするものではない。即ち其の要旨は次の如くである。

- 一、榎本外相案に規定する如き條約實施後五箇年にして回復するといふ關稅權を、假令五箇年の短期間と雖も片務的關稅協定を附與することなく、本邦は新條約實施と同時に關稅自主權を回復し得べきものとする。
- 二、領事裁判權回復についても條約實施後五箇年と云ふが如き餘裕期間を設けざること。
- 三、榎本案に於けるが如き領事裁判權廢止前一箇年前に法典を公布實施を要するが如き條件を削除すること。
- 四、榎本案に於ては「居留地外の内地に於ては外國人は通商・旅行・住居の權利を有し、並に住居及商業の爲必要な土地を借用し、家屋・倉庫を所有し、賃借し及使用するの權利を有すと爲し（一般土地所有權・鑛業權沿海漁業權及び鐵道布設權を許さず、其の代りに舊居留地に於ては永代借地權を土地所有權に更改し、右土地に對しては土地に關する諸稅より永代借地料を差引たる額を納付することを要す、と定む）たる」に對し、寺島案に於ては「外國人は内地に於て旅行・居住の自由を有する外、國法に於て工業・製造業並に通商及航海の自由を許されたる場合には右に關する租稅に付内國民待遇の保證を規定し又各種動產の處分に關して内國民待遇を、不動產に關する一切の權利に付ては最惠國待遇を有す」と規定すべく、尙舊居留地に於ても外國人が日本政府より賃借したる不動產に關しては爾後日本の法律に準依して處分せらるべきことを規定したること。
- 五、榎本案に於て「沿岸貿易權は原則として内國船舶に留保するも除外例として新條約實施の日より六年間に限り横濱・神戸・長崎間に於て外國船は之迄通り貨物・旅客の運送を許す」となり居るに對し、前記除外例を削除し、新條約實施と同時に沿海貿易は全部内國船舶に回復すること。

伊藤意見書 尤も寺島委員案に對し伊藤伯より「我方より突然對等條約の締結を提議するも列國は之が交渉に應じないであらうし、又假に之に應ずるとしても本邦側に於て内地開放の準備未だ充分でない不便がある」といふ意見が出た。寺島委員は之に答へて「列國と國別交渉を重ねる場合に於ては之が爲五箇年位の日子は要するが故に、其の目安で調印國との間の批准交換期を調節すれば宜からう、而して右批准交換期以前に内地開放の準備を整へたら充分であり、從て新條約即行に基く外國の反對をも緩和出来る」と説明した。即ち寺島案と雖も治外法權撤廢内地開放及關稅自主權の回復を即時に行ふの意向あつたものではない。

上記榎本、寺島兩案に對し伊藤樞密院議長は更に「寺島案の如く從來列國との間の交渉の經緯を無視し直に對等條約を締結するは困難なるべきこと又榎本第二斷案に於けるが如く先づ條約を廢棄し、然る後交渉に臨むことは安政條約末尾の規定に反するが故に、少くとも先づ安政條約の規定に基き、榎本案を基礎として條約改正の交渉を重ねた後、若し列國に於て之に應じない場合に於ては、初めて國際公法の原則に基き舊條約の廢棄を爲し得よう。」とした。即ち先ず榎本第一斷案に依り列國と交渉を開始すること可とするの意見を述べた。

井上毅意見書 之に對し井上樞密顧問は保守的意見を提出し「寺島案の如く外國人に土地所有を容すが如く見ゆるものは不可である。又土地所有權の外、(一)鐵道布設、(二)鑛山採掘、(三)沿海貿易、(四)沿海漁業及、(五)北海道開墾の諸權は外國人に於て權利なきことを條約を以て明示せねばならぬ」と爲した。

〔備考〕

デニソン意見書 顧問デニソンも亦寺島案に對し反對した。其の理由は「帝國政府に於て寺島案の如く又しても條約改正案の骨子を變更する時は益々外國の信用を害することとなる。從來條約改正問題の遷延したのは寧ろ其の責は日本に在る。即ち日本に於ては外務大臣の更迭毎に、前任者が列國政府との間に纏めたる條約改正案を廢棄し、

新たな基礎の下に交渉を開始するが如き常態にあつた爲、條約改正の實行は遷延を來した次第である。治外法權及居留地制度の存在する今日に於ても、日本人は外國人に對し益々其の活動を擴張し得た。試みに帝國今日の紡績業を見よ、全く日本人の手に在つて年一年隆盛に赴き、今は其の產出高輸入綿糸の一倍餘に及んだではないか。而も現時日本人の手を以て運轉する三十五萬本の紡錘が、毎週一本の綿糸繰出高三封度四分の三であるに對し、印度に於ては毎週一本の繰出高三封度三分の二又オルナム（英國）に於ては僅か一封度半に過ぎない。若し日本人の工業が外國人と競争して全敗するといふならば、右紡績業が何故に外國人居留地に於て起こらないのか。現に諸開港間の沿岸貿易は悉く日本船舶の營業に屬して居るではないか。何を以て日本人は其の貿易を維持出來ないと云ふのか。若し外國商人が銀行に又商業上の組織に、著しき便益を有すると言ふなら、何故に日本商人の手にある帝國の外國貿易が、明治十五年には總貿易額の八分、明治十九年には一割であつたものが、明治二十四年には一割六分に達することが出來たのか。高嶋炭坑は之に關係した外國人をして殆ど破産せしめたのに、其の日本人の手に歸するに及んでは利益ある業となつたではないか。若し日本の營業法及企業が外國に比して遙に劣るといふなら、如何して如上の發展が出來るか。右に掲げた數個の疑問に對する答は明白である。所謂危險と稱するは想像に過ぎない。外國人は工業・製造・採鑛・農業若しくは内地貿易の孰れに於ても、日本人と日本に於て競争することの望みは到底持てないのである。是等の事業中、或は日本人と協同經營して利益あるものもあらうが、日本語を學ぶの困難及其他種々の事情に依り、競争は頗る至難の業と考へられる。一旦内地を開放するの曉に於ても、外國資本が國內に充溢する様なことはなく、帝國政府は却て之を誘引する爲に、全國開放よりも猶一層價值ある擔保を與へるの必要を見るに至るであらう。」と述べた。即ち内地開放は決して日本にとり恐るべきものでない。却て日本居留の外國人は内地が開放せられる場合には居留地に依存し居る通商が居留地外に移轉することを虞れ新條約の締結を拒否して

居る次第であることを説明した。

内政事情 如斯く榎本外相より提出した條約改正案に付ては條約改正調査委員間の説意見一致しなかつたのであるが、其後松方内閣は明治二十四年十二月二十五日、豫算問題を繞りて衆議院を解散して以來、國內政治問題に忙殺せられるに至り、明治二十五年一月二十三日には伊藤樞密院議長が、内閣の措置に嫌らず辭表を呈し、漸く陛下の優詔によつて思ひ止つたといふが如き事件さへ惹起した。而して五月二日召集せらるべき第三回帝國議會に於ては、政府の甚しき選舉干渉あつたにも拘らず、衆議院に於ては政府反對黨多數を占め、貴族院其の他に於て政府の選舉干渉を非とする空氣濃厚となり、之が爲め三月五日品川内相は選舉干渉の責任を負ふて辭職し、樞密院副議長副島種臣之に代はつた。而も第三帝國議會開會せらるゝや、劈頭貴族院に於て政府の選舉干渉に關する質問書提出せられ之れが可決を見た。又議會内に於ては兩院共に、條約改正の爲めにする民法商法の實施に關し、如何に條約改正の爲めとは言へ、主として外國人の便宜を計る爲め、日本の國情に照らし未だ調査不充分な重要法典を、速急に實施しようとする政府の措置を不可とする氣運濃厚となつた。旁々松方首相は條約改正を急ぐ場合には、過去に於ける伊藤・黒田内閣等に於けるか如く、内閣瓦解を見るの結果に至ることを怖れた。されば松方首相に於ては前記條約改正調査委員會の審議を急がぬを可とするの態度を採つた。同調査委員會は明治二十五年四月十三日第一回會合を開催したのみで、早くも四月十八日には天皇陛下より徳大寺侍從長を勅使とし榎本外務大臣に對し左の聖旨を傳へさせ給ふた。

「抑條約改正ノ事タルヤ至難至重ノ問題ニシテ大ニ國家百年ノ利害ニ關繫ス今假ニ全國開放後ノ成行如何及領事裁判權撤回後ノ模様如何ヲ豫想スルトキハ深思熟慮ヲ要スヘキトコロアレハ充分慎重ニ利害得失ニ鑑ミ時機ノ來ルヲ待ツ外ナカラン」

依て同委員會は其後開催の運に至らず、單に伊藤樞密院議長等の委員より、條約改正に關する種々意見が榎本會長宛

提出されたるのみであつた。結局何等外國政府と條約改正交渉に付開談を始めない中に、明治二十五年八月八日松方内閣總辭職し、第二次伊藤内閣成り榎本子に代り陸奥宗光子外務大臣となつた。蓋し榎本外相時代に於ては樞密院及帝國議會内に於て、内地雜居を尙早とする保守論と、完全對等の條約を締結すべしとの強硬論とを發生し、共に益々條約改正交渉を困難ならしめたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷五九八文書以下

第四節 青木・榎本兩條約改正と帝國議會との關係

第一款 條約改正と第一帝國議會

國會開設 明治十四年十月十二日國會開設に關する大詔渙發せられた。其の中に「夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年四月ニ元老院ヲ設ケ十一年七月ニ府縣會ヲ開カシム是レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ルノ道ニ由ルニ非サルナシ（中略）將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ計畫ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至テハ朕親ヲ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス」と仰せ出だされた。右大詔に依て國會開設の時期決定したるを以て、明治十五年三月參議伊藤博文命を奉じて歐洲に航し、各國憲法制度の實情を視、又碩學の意見を叩き、留ること年餘、十六年八月歸朝した。翌十七年三月制度取調局を宮内省に置き、憲法を審議立案するの所とし、伊藤參議其の長官に任ぜられた。次いで十八年十二月二十二日太政官制を廢し新たに内閣制を施き、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の九省を設け、大臣・參議・諸省卿を廢し、之に代へ内閣總理大臣及各省大臣を置くこととなつた。初代の内閣總

理大臣は伯爵伊藤博文で宮内大臣を兼任し、以下外務大臣伯爵井上馨・内務大臣伯爵山縣有朋・大藏大臣伯爵松方正義・陸軍大臣伯爵大山巖・海軍大臣伯爵西郷從道・司法大臣伯爵山田顯義・文部大臣子爵森有禮・農商務大臣子爵谷干城・逓信大臣子爵榎本武揚であつた。

其後初期伊藤内閣に於ける憲法起草の事業は着々功程を進め、明治二十年末期に及んで其の稿を脱した。二十一年四月二十八日新たに樞密院を設け、至高顧問の府と爲し、四月三十日黒田（清隆）内閣成立、伊藤伯初代樞密院議長に轉じた。陛下は憲法草案を下して樞密院の議に付せられ、每會聖上臨御親しく諮詢を垂れ賜うて、會議累月に彌つて其の全部を議了し、愈々明治二十二年二月十一日を以て「大日本帝國憲法」を發布せられた。右憲法發布と同時に「皇室典範」發布せられ、又衆議院議員選舉法、貴族院令、會計法等帝國議會に關する附屬諸法令を公布せられた。而して憲法の條章により第一回帝國議會は明治二十三年十一月二十五日東京に於て召集せられ、初代貴族院議長は伊藤伯、同衆議院議長中島信行選任せらるゝこととなつた。

第一議會 第一回帝國議會に於ける衆議院は自由黨百三十人、大成會七十九人、改進黨四十一人等の黨派別であつたが、當時山縣内閣は之に對し超然主義を採ることを標榜した。十一月二十九日開催開院式勅語中に於ては「朕即位以來二十年間ノ經始スル所内治諸般ノ制度粗々其ノ綱領ヲ擧ケタリ。庶幾クハ 皇祖 皇宗ノ遺德ニ倚リ卿等ト俱ニ前ヲ繼キ後ヲ啓キ憲法ノ美果ヲ收メ、以テ將來ニ益々我カ帝國ノ光烈ト我カ臣民ノ忠良ニシテ勇進ナル氣性トヲシテ中外ニ表明ナラシムルコトヲ得ム。朕又夙ニ各國ト盟好ヲ修メ、通商ヲ廣メ、國勢ヲ振張セムコトヲ期ス。幸ニ締約諸國ノ交際ハ益々親厚ヲ加ヘタリ」とあり、又十二月六日山縣總理大臣の施政方針演說中に於ては「大政維新と共に國是を一定し舊幕府以來の鎖港主義を打破し、上下一致以て字内の大勢に相副はんことを努めたりと雖も、未だ其目的の半ばも達せず」依て今後の要務としては「行政及司法の制度を整備して其運用を敏活ならしめ、農工及通商を獎勵作